

平成 22 年（ネ）第 2665 号 損害賠償控訴事件

控訴人 槌田 敦

被控訴人 社団法人日本気象学会

控訴人準備書面(2)

平成 22 年 8 月 4 日

東京高等裁判所 第 9 民事部 B 係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 阿 部 裕 行
同 塩 川 泰 子

1 被控訴人について

1) 被控訴人は、会員約 4,300 人を擁する日本唯一の気象学に関する学術団体である。日本の気象学の研究者は約 1,000 人程度であるが、被控訴人の会員でない者はいないと言ってよい。一方、研究者以外の会員も多く、気象予報士を初め、気象に関心をもつ人々に対して広く門戸を開いている。年 2 回春季大会と秋季大会が開かれ、表彰、記念講演などが行われる外、多くの会員に口頭発表の機会が与えられる。また、その発行する機関誌「天気」は、査読を経た論文を掲載するものとして権威が認められている。

2) 被控訴人は、日本唯一の気象学に関する学術団体として、その社会的な役割は重要である。その運営は、日本唯一の気象学に関する学術団体としてふさわしい公正なものでなければならず、基本的運営にかかる事項はもちろん、気象学に関する論文や講演は、気象学の発展に寄与すべく、見解の相違などを超えて、公平・公正に扱われるべき要請がある。

2 被控訴人機関誌「天気」編集委員会の義務違反

1) 論文採否における基本的ルール

(ア) 被控訴人機関誌「天気」掲載の論文の採否は、日本唯一の気象学に関する学術団体として、意見の相違などを超えて、まず公平・公正になされなければならないが、被控訴人は、論文採否のための査読に関し、明文化された「査読制度に関する編集委員会の考え方と指針」を公表している(乙 2。以下、「指針」という)。そこには「1. 著者の心得」、「2. 査読者の役割」、「3. 編集委員の心得」、「4. 編集作業の流れ」について詳しく書かれている。

そのうち、「2. 査読者の役割」によると、「査読者の役割は、論文掲載の可否や改善すべき点の有無について、専門家の立場から率直に意見を述べることです。編集委員会は、そ

の（引用者注：査読者の）意見を尊重しながら掲載の可否を判断し、あるいは著者に改稿を求めます。ただし、査読意見と異なる判断をする場合もあり得ることをご承知おき下さい。」とされており、論文の採否の最終判断権者は、編集委員会であることが明示されている。

(イ) そして、「編集委員の心得」として、以下のことが定められている。

- ・査読意見に基づいて適切な対応をする。その際には、査読意見をよく吟味し、著者が過重な負担を負わないよう配慮する。
- ・査読者と著者の意見が合わない場合や、査読者同士の意見が合わない場合や、査読者同士の意見が異なる場合には、必要に応じて新たな査読者を依頼する等、早めに問題解決を図る。また適宜編集委員会で合議する。

「心得」とは、広辞苑によれば、「承知しておくこと。また、わきまえておくべき事柄」を意味するが、「編集委員の心得」は、論文採否の最終判断権者である編集委員会が、独断に陥ることなく適正な判断をするために従うべき事項として掲げられているのであるから、編集委員及び編集委員会が基本的に公正・公平に対処すべきであることの外に、論文採否にあたって守るべき準則であると解するのが相当である。そして、査読者と著者ないし査読者同士の意見が異なる場合には、必然的に編集委員会としての判断が必要となるのであるから、編集委員は、かかる場面で、著者が過重な負担を負わないよう配慮する義務（過重負担回避義務）、早めに問題解決を図る義務（問題解決義務）を負うものと解するべきである。

2) 編集委員会の義務違反（その1）（著者の進退両難の事態において適切な対応をしなかったこと）

(ア) 査読者 A 氏の 2 回目のコメント（甲 7 の 2 ページ目から 5 ページ目。以下、「A 氏 2 回目コメント」という。）は、冒頭において、「考察部分の記述を大幅に増やしていることは評価できる」としている。

これに対し、査読者 B 氏の 2 回目のコメント（甲 7 の 6 ページ目以降以下、「B 氏 2 回目コメント」という。）は、冒頭において、「考察の『6)CO₂ 温暖化説の理論的欠陥』(9 ページ 10 行目～12 ページ 16 行目)については、説明が不十分であるため、著者らの主張がどのような論理立てによってなされているのか、きちんと読み取ることができない。この部分の記述が、本論文の『長期的な CO₂ 濃度上昇は自然現象である』という結論をどのように支持しているのか（あるいは支持しないのか）も明確には読み取ることができない。この部分はすべて削除するか、あるいは、結論に直接関係する少数の論点に絞って論理や根拠を丁寧に示すべきである」としている。そして、個別的なコメントにおいて、「(5)9 ページ、下から 4 行目～『大気中の O₂ の測定は・・・』(中略)これに関する記述は削除した方が良くはないか?」「(6)10 ページ、下から 13 行目～(中略)この部分は削除した

方が良いのではないか？」「(10)11 ページ下から 12 行～12 ページ 16 行目水蒸気の温室効果に関する記述は、本論文の主要な結論とは直接の関係がないため、すべて削除すべきである。」と繰り返し、考察部分の削除を勧めている。

これは、形式的にみると、査読者 B 氏は考察部分すべての削除を勧めているわけではないが、本稿（甲 3）の題名が「CO₂ 濃度の増加は自然現象 温暖化対策は無意味であった」であることから明らかなとおり、本稿の目的は、CO₂ 温暖化説の批判なのであるから、「6)CO₂ 温暖化説の理論的欠陥」は考察部分の枢要部にあたる。したがって、この部分について削除を受け入れることは、すなわち考察部分全体を削除することにならざるを得ない。

(イ) 上記の A 氏 2 回目コメントと B 氏 2 回目コメントを読み比べると、考察部分について、査読者同士に意見の対立があることが容易にみてとれる。「著者の心得」には、「査読意見を尊重し誠意を持って対応する。」べきものとされているが、A 氏 2 回目コメントと B 氏 2 回目コメントに意見の対立がある以上、著者としては両方のコメントを受け入れることは不可能である。

そのような場合、編集委員会は、まさに「編集委員の心得」にあるように「査読意見に基づいて適切な対応をする。その際には査読意見をよく吟味し、著者が過重な負担を負わないよう配慮する」ことや、「査読者同士の意見が異なる場合には、必要に応じて新たな査読者を依頼する等、早めに問題解決を図る」ことが求められる。

それにもかかわらず、編集委員会は、「編集委員の心得」を顧みず、著者が過重な負担を負わないよう配慮することもせず、新たな査読者を依頼する等のこともせず、「今回の改訂の後に、最終的な判断をしたいと考えております」（甲 7）と通知するだけで、何ら調整等をしなかった。

(ウ) すなわち、編集委員会は、控訴人の第 2 稿における改訂について 2 名の査読者が対立する評価をし、控訴人が A 氏 2 回目コメントと B 氏 2 回目コメントの板挟みの状態にあることを認識しながら、編集委員会は、「今回の改訂の後に、最終的な判断をしたいと考えております」と述べるのみで、何ら事態を打開するための措置をとらず、控訴人を査読者の板挟みの状態のまま放置した。つまり編集委員会は、控訴人を進退両難の状態に置いて、「査読意見を尊重し誠意をもって対応する」ことの無理を控訴人に強いたのである。これは、「編集委員心得」のいう「著者が過重な負担を負わないように配慮」する義務、「査読者同士の意見が異なる場合には、必要に応じて新たな査読者を依頼する等、早めに問題解決を図る」義務に違反することは明白である。

そして控訴人は、A 氏 1 回目コメント及び A 氏 2 回目コメントが好意的であったことから、B 氏に受け入れられるよう改訂したほうがよいと考え、B 氏 2 回目コメントを受け入れ、考察部分を別の論文とすることとし、第 3 稿から削除したのである。

(エ) しかし、控訴人が、第 3 稿で考察部分を削除したのに対し、査読者 A 氏のコメント 3 回目（甲 10 の 2 ページ目から 3 ページ目。以下、「A 氏 3 回目コメント」という。）は、

全体の構成について、「第 2 稿の考察部分を削除してしまう行為は説得力を少なくするだけであり、好ましい改訂とは言えない。」とマイナスの評価をした。これに対し、査読者 B 氏のコメント 3 回目（甲 10 の 4 ページ目。以下、「B 氏 3 回目コメント」という。）は、全体的なコメントにおいて、「前回の原稿にあった考察部分が切り離されたことにより、今回の原稿はシンプルに観測事実とその解釈を論じるものとなった」と述べて削除したことについてプラスに評価した。

しかし、両査読者は、見解において対立しながらも、結論的には第 3 稿の査読において、控訴人の論文不掲載という意見で一致した。A 氏 1 回目コメント及び A 氏 2 回目コメントは控訴人に対し好意的であったから、控訴人の第 3 稿としては、当初から対立的であった B 氏コメントの変化をあてにせず、A 氏 2 回目コメントを重視して改訂をすることも可能であった。そうすれば、控訴人の第 3 稿は、考察部分を削除したことについて A 氏 3 回目コメントでマイナスの評価を受けることはなかったものであり（その余の点については後述する。）、編集委員会の論文不掲載の根拠とされた、両査読者から不掲載の意見が出される事態は生じなかったものである。

3) 編集委員会の義務違反（その 2）（査読者の不意打的コメントに対する対処の機会を与えなかったこと）

(ア) 査読者 A 氏は、1 回目と 2 回目の両査読において、控訴人の見解を合理的と述べ、控訴人に対して好意的であった。ところが、3 回目の査読において、これまで問題にしていなかった点についてコメントした。すなわち、「第 5 図に示される CO₂ 濃度変化率の数年規模の変動（第 6 図の傾きを作っている変動）と 1.5ppm/年という 30 年間の平均的な濃度増加（第 6 図の世界平均気温偏差が 0℃に相当する CO₂ 濃度変化率）を筆者らは同一の要因による変動とみなして議論している」（甲 10。2 枚目）というのである。

それを受けて、編集委員会は、「原稿では、数年スケールの変動において、気温変動が CO₂ の変動よりも先行する（位相が進んでいる）ことが指摘され、これを根拠にして、長期的なトレンドにおいても気温上昇が CO₂ 増加の原因であるとの主張がなされておりますが、両査読者が指摘するように、数年スケール変動における因果関係と、長期トレンドにおける因果関係が同じであるとする根拠はなく、原稿中ではその点についての説得力ある論拠が示されておられません。この件は、貴論文の本質的な問題点として第 1 稿の段階から両査読者によって指摘されていたことであり、2 回の改稿によっても解決に至りませんでした。」と述べて、控訴人の論文の掲載を拒絶した（甲 10）。

(イ) しかし、まず、控訴人の論文は、「数年スケールの変動において、気温変動が CO₂ の変動よりも先行する（位相が進んでいる）ことを指摘し、これを根拠にして、長期的なトレンドにおいても気温上昇が CO₂ 増加の原因である」などと主張してはいない。これは完全な誤解である。控訴人の論文は、1969 年から 2003 年までの 34 年間という長期の変動を分析しており（甲 2 の第 4 図または甲 3 の第 5 図）、この 34 年間の変動について、初稿（甲 2）から一貫して「長期的傾向を除く」という操作はしていない（甲 2 の 3 ページ 15

行、同下から 8～5 行)。すなわち、34 年という長期の変動の分析から長期における気温と大気 CO₂ の因果関係を導き出すという明快な論理で構成されている（このことは、被控訴人と同じく日本で最も権威ある学会である社団法人日本物理学会で控訴人の論文の掲載が認められたことから理解されよう。）。

A 氏がこのように明快な論理であるにもかかわらず、理解を誤ることは、不可解であり、何らかの事情で意図的に誤読をしたものではないかとの疑いを抱かせる。

(ウ) しかし、それをさておくとしても、編集委員会のいう「この件は、貴論文の本質的な問題点として第 1 稿の段階から両査読者によって指摘されてきた」との指摘は、全くの誤りである。

査読者 A 氏は、控訴人の主張に理解を示しており、「気温の変化に対して CO₂ のフラックスが変化すると解釈は合理的である」（甲 10。2 枚目）との態度を一貫して取っていた。すなわち、「世界気温偏差と CO₂ 濃度の変化率との相関がよいことは図からよくわかる。CO₂ 濃度の変化率は CO₂ の放出・吸収量（フラックス）と直接関係するので、気温の変化に対して CO₂ のフラックスが変化すると解釈は合理的である。」（A 氏 1 回目コメント。甲 5。3 枚目）といい、「第一稿のコメントでも述べたとおり、世界気温偏差と CO₂ 濃度の変化率との相関がよいことは図 5 からよくわかる。」（A 氏 2 回目コメント。甲 7。2 枚目）といい、さらに控訴人の第 3 稿に対するコメントにおいても、「第 1 稿や第 2 稿に対するコメントでも書いたように、世界気温偏差と CO₂ 濃度の変化率との相関がよいことはよくわかる。気温の変化に対して CO₂ フラックスが変化すると解釈は合理的である。」（A 氏 3 回目コメント。甲 10。2 枚目）と繰り返して、「気温の変化に対して CO₂ のフラックスが変化すると解釈は合理的である。」（同）と明確に述べている。

ところが、A 氏は、同じ A 氏 3 回目コメントで、それまでのコメントや直前に述べたコメントを覆すかのように、「いずれにせよ『これにより、現実の大気中の CO₂ 濃度増は主に気温高による自然現象であると結論できる』とは言い切れない」（甲 10。2 枚目）としたうえ、その理由として、それまで A 氏が述べることのなかった議論を持ち出し、①「第 5 図に示される CO₂ 濃度変化率の数年規模の変動（第 6 図の傾きを作っている変動）と、1.5ppm/年という 30 年間の平均的な濃度増加（第 6 図の世界平均気温偏差が 0℃に相当する CO₂ 濃度変化率）を筆者らは同一の要因による変動とみなして議論しているが、第 5 図と第 6 図だけではこれら 2 種類の変動が同一の要因であるとの説明はできないし、本稿の他の部分にもその根拠となるような説明はないからである」などと言い出した。

そして、さらに、②「仮に上記 2 種類の変動が同一の要因であったとしても、第 6 図は CO₂ 濃度変化率と世界平均気温偏差に良い相関があることを明確に示してはいるが、客観的に第 6 図を見てどちらか一方が原因でもう一方が結果であるという情報は抽出できないことである。」と述べて、それまでの控訴人の見解に対して好意的だった態度を大きく後退させ、控訴人の主張のように「これにより、現実の大気中 CO₂ 濃度増は主に気温高による自然現象であると結論できる」（甲 4）とは言い切れない、と断じたのである。

(エ) しかし、上記①及び②は、A 氏の前 2 回の査読コメントには登場していなかった議論

であるうえ、控訴人において、十分に説明可能な事柄である。①について言えば、この A 氏のコメントは、第 5 図を数年規模の変動とし、第 6 図を長期変動とする理解を前提としているようだが、これは誤解である。第 5 図と第 6 図は同じ現象を別の角度から見たものである。つまり、第 5 図は気温と CO2 濃度変化率の 34 年にわたる変動の時間経過を示し、第 6 図は第 5 図から時間を消去したものである。A 氏は、それをなぜか第 5 図を短期的とし、第 6 図を長期的とする誤解をしている。また、②について言えば、いずれが原因でいずれが結果か不明だというのが、気温と CO2 濃度の年間増加量との関係（気温と CO2 濃度の関係ではない。）であるから、気温が原因で CO2 濃度の年間増加量が決まる関係である。逆に、CO2 濃度の年間増加量が気温を決めるということは明らかに不合理であり成り立たない（甲 1. 7 頁）。いずれにせよ、控訴人にとって A 氏の上記コメント①及び②は、寝耳に水であり、説明の機会が与えられなければならないものである。まして、それが誤解に基づくものであれば尚更である。

これは、すでに述べたように、「編集者の心得」がよって立つ基本的ルールである、公正公平を旨とすることから当然に導かれる原則である。また、「指針」(乙 2)の「著者の心得」には、「仮に査読者の誤解や認識不足と思われる点があっても、『読者はこういう誤解をするのだな』と考え、正しい理解が得られるよう改善を図る。」とあり、また「査読者との見解の相違があれば査読者への回答に的確に述べる。」とあることから、査読者の誤解やコメントの変更に対しては意見を述べ、説明する権利が保障されるべきである。

(オ) このように、控訴人の見解に好意的であった A 氏が、これまで述べていなかった（しかもこれまで述べていたコメントを覆すような）コメントをしたのは、著者である控訴人に対するいわば不意打ちであり、著者である控訴人に説明の機会が与えられなければならない場合である。にもかかわらず、編集委員会は、控訴人に説明の機会を一切与えることなく、控訴人の論文掲載を拒絶したのであるから、論文採否決定手続きの基本的ルールに違反した違法があり、不法行為を構成するものである。

4) 裁量権逸脱

(ア) 裁量権の限界

仮に編集委員会に義務違反が認められないとしても、編集委員会の控訴人の論文不採用は、裁量権を逸脱した違法があり、不法行為の成立を免れない。

この点、物理学において日本で最も権威ある学術団体である社団法人日本物理学会は、論文掲載拒絶要件について、「やむを得ないと認めた場合には」掲載を拒絶し、または改訂を求めることができる（甲 38. 社団法人日本物理学会定款 12 条ただし書き）として、要件を明確に定めている。これは学術団体として、学問の発展には学術的な論争が不可欠であることから、新規の学説に広く門戸を開き、論争の場を提供し、もって学問の発展に寄与せんとするものであると考えられ、同種の学術団体にもそのまま当てはまるものと解される。

被控訴人は、気象学における日本で唯一の学術団体であるから、物理学界における社団法人日本物理学会に勝るとも劣らない権威を認められた存在であり、むしろその影響力に

においては大きく上回るものといえる。そのような被控訴人においては、学問の発展に寄与すべく、運営において公平公正が求められ、いやしくも偏頗のそしりを受けるようなことがあってはならない。その意味では、機関誌における論文掲載可否の判断においては、論争を尊び、新規の学説に広く門戸を開き、論争の場を提供し、もって学問の発展に寄与すべきであるとの要請は、社団法人日本物理学会に優るとも劣らないものである。したがって、被控訴人の機関誌への論文掲載の可否の判断において、社団法人日本物理学会以上の裁量権が認められることに合理性があるとは到底いえない。

したがって、被控訴人が論文掲載を拒絶できるのは、少なくとも「やむを得ないと認めた場合」であることを要するものと解するべきである。

(イ) 本件における裁量権逸脱

これを本件についてみると、「査読制度に関する編集委員会の考え方と指針」(乙 2)において、『論文掲載のための必要条件』と『それ以外の参考意見』とを区別するよう心がけて下さい(査読者が著者の見解に同意できない場合には、論文の掲載後に読者の立場からコメントを『短報』として投稿して頂き、誌上で議論する方法もあります)」と定めている。そして、主な審査対象として「研究の学術的価値・新規性」「文献引用の過不足」「論旨や計算の誤りの有無」「記述のわかりやすさ・まとまり」が挙げられている。

そして、「研究の学術的価値・新規性」については、査読者 A 氏が、「これまで考えられていなかった新しい発見への道を開く可能性もある」として積極的に認めている。また、「文献引用の過不足」に関する指摘はあったが(甲 5。A 氏 1 回目コメント 2)部分、B 氏 1 回目コメント(1)部分、同(5)部分、同(7)部分、同(16)部分、同(17)部分)、これらについては、控訴人は、いずれも査読者の判断を受け入れている(甲 6-1)。

これらの指摘を受け入れた後の 2 回目以降のコメントにおいては、第 5 図、6 図の解釈や考察部分が問題とされているにすぎない。これは、よって立つ見解によって、理解の異なりうる点といえる。

そうだとすれば、まさしく、「査読者が著者の見解に同意できない場合には、論文の掲載後に読者の立場からコメントを『短報』として投稿して頂き、誌上で議論する方法」によって解決すべき場面といえる。なお、実際に、日本物理学会では、控訴人の論文と反論者の論文を同時に掲載するという形で決着を図っている(甲 28。控訴人陳述書(3)、甲 30。日本物理学会会誌編集部から原告への通知)。

したがって、論文拒絶が「やむを得ない場合」とは到底いえず、「やむを得ない」事情がないにもかかわらず論文掲載を拒絶した編集委員会の措置は、裁量権を逸脱するものとして違法であり、不法行為を構成する。仮にそうでないとしても、裁量権の濫用にあたることは明らかであり、違法性を帯びることに変わりはない。

3 研究発表拒絶について

1) 原判決は、被控訴人定款 8 条 2 号が「この法人の催す各種の学術的会合に参加すること」の解釈として、「学術的会合に参加する権利とは、学術的会合に出席するという意味で

の具体的権利をいうにとどまり、被告会員自らが研究発表を行うことについては全く触れられていないから、自益権として研究発表の具体的権利あるいはその法的利益が保障されているということとはできない。」とする。

しかし、これは誤っている。被控訴人細則によれば、被控訴人の学術的会合には、大会（毎年1回以上、会員の研究発表、諸種の講演会を行う）、例会（原則として毎月1回、会員の研究発表、総合報告発表、講演等を行う）、その他（常任理事会で認められた会合）3つがあり（甲23。被控訴人細則11条）、大会が例会と同様、会員の研究発表の場であることが明示されている。そもそも社団法人たる学術団体である被控訴人の構成員として、その主要な活動である大会、例会などの学術的会合に「参加する」ことが、ただその場においてよいという意味以上のものでないというのでは、学術団体構成員としてその学術的会合に参加することの意味は半減する。学術団体の構成員である以上、「参加する」ことは傍聴者として出席することにとどまらず、学術的会合に実質的に参加すること、すなわち研究発表を行うこと、討論に参加することを指しているものと解するべきであるが、被控訴人細則11条は、学術的会合である大会が会員の研究発表の場であることを明らかにしているわけである。大会での会員の研究発表の利益を権利と呼ぶかどうかは別として、法的保護に値する利益であることは明らかである。

2) 原判決は、また、2009年度春季大会の告示（乙3）5枚目の記載は、「原告の主張する権利若しくは法的利益の根拠とはならない。」と述べるが、これは誤っている。上記告示の記載は、講演（告示では、会員の研究発表を「講演」と称しているが、細則でいう「研究発表」のことである。ここでは、会員の研究発表（口頭発表）の意味で「講演」という用語を用いる）を認めるのが適当でない場合を例示したものであり、それに当たらない場合は広く講演が認められている。原判決は、会員数が多いから講演を認められるのはごく一部であるとも述べるが、現実はそうでないし、発表者数と比べられるべきは大会参加者数である。具体的には、2008年度秋季大会の参加者数は817名で、口頭発表は309件であったし（甲45, 48）、問題の2009年度春季大会の参加者数は855名で、口頭発表は147件であった（甲45, 49）。大会が会員の研究発表の場であることを物語る数字である。発表者の人数は、共同研究があることから口頭発表件数を上回ることになる。控訴人が講演を拒絶された2009年度春季大会は、口頭発表数が2008年度秋季大会の半分以下であったから、控訴人が口頭発表する余裕は十二分にあったのである。

3) 被控訴人は、講演（口頭発表）を拒絶する旨を通知する連絡書面（甲18, 20）において、講演を拒絶する理由を「学術的でない」と説明する。

しかしながら、被控訴人は、講演を拒絶する要件は、「申込まれた予稿の内容が、(ア) 気象学とは全く無関係である、(イ) 極めて非合理的・非論理的である、(ウ) 他者を誹謗中傷する部分がある、等の理由により、講演を認めることが適当でない」と講演企画委員会が判断した場合」としている（乙3。2009年度春季大会の告示）。

「学術的でない」という理由は、まず、形式的に判断すると(ア)ないし(ウ)の例示列挙に該当しない。これが、「等」に含まれるためには、(ア)ないし(ウ)の例示と同程

度の不適合な応募であることが必要であると解される。

しかし、控訴人が応募した研究発表の内容は、控訴人の投稿した本件論文と同様の内容であり、すなわち、日本物理学会誌に掲載された論文とほぼ同様の内容である。これが、(イ) 極めて非合理的・非論理的であるのと同程度に非学術的な内容だとは、到底評価され得ない。なお、日本物理学会誌に掲載されたからといって(ア) 気象学と全く無関係であるとはいえない。そのことは題名・内容に照らして明らかである。また、学術的な科学的根拠を有する議論が(ウ) 他者を誹謗中傷する内容でないことはもちろんである。

4) したがって、被控訴人の講演(口頭発表)は、講演企画委員会が講演を拒絶する要件をおよそ満たしていない。しかも控訴人の口頭発表を認めるのに十分な余裕があったにもかかわらず、講演企画委員会は控訴人の口頭発表を拒絶したのであって、その拒絶行為は、控訴人の大会に参加する法的利益を違法に侵害したものであり、不法行為を構成する。

4 控訴人のCO₂による地球温暖化学説批判の動きを取り巻く状況

上記のとおり、控訴人は、被控訴人の機関誌への論文の掲載を拒絶され、講演を拒絶される被害にあっているのであるが、CO₂による地球温暖化学説を批判する控訴人を取り巻く状況はそれにとどまらない。

すなわち、訴外東京大学サステイナビリティ学連携研究機構(実体は、国立大学法人東京大学)は、控訴人らについて、「既存の知見や観測データを誤解あるいは曲解している」などと事実をねじ曲げて誹謗中傷する書物である『地球温暖化懐疑論批判』を出版し、地球温暖化論に対する学問的批判を封じようとした。その違法不当性を指摘されて発行中止に追い込まれたが、その後も現在に至るまで、同様の内容をインターネット上で公開している(なお、この問題については、控訴人が別訴を提起し東京地方裁判所に係属中である。)。この訴外東京大学サステイナビリティ学連携研究機構は、上記出版時は、国立大学法人東京大学内部の機関であり、国とは別個の国立大学法人とはいえ、国家予算で運営されていた。

このように、控訴人らのCO₂による地球温暖化批判の学説は、多くの場面で、大きな力に支えられている地球温暖化学説擁護論から封じ込めようとしているという構造が、本件訴訟の背景にはある。

5 損害

1) 以上のとおり、根拠を欠く違法な論文掲載拒絶により、控訴人の本件論文は、長らくたなざらしにされてきた。そして、その後の講演拒絶により、たなざらしの状態はさらに長期化した。

学者にとって、だれが一番最初に発見し、主張したかは非常に重要な問題であるところ、その先後は、論文発表の先後で決せられる。そして、同じ論文発表の中でも、査読のある機関での発表であることが決定的な意味を持つ。

しかるに、本件訴訟が継続している間に、控訴人の本件論文とほぼ同趣旨の論文が海外で発表されており（甲 46, 47）、その論文が先に査読のある機関の発行する論文誌によって発表されてしまう恐れがある。このおそれに脅かされるというのは、学者である控訴人にとって耐え難い苦痛である。

2) また、日本物理学会誌に、論文として発表し又は発表することが決まっている内容を大会において研究発表することについて、（ア）気象学とは全く無関係である、（イ）極めて非合理的・非論理的である、（ウ）他者を誹謗中傷する部分がある、等と同等の評価を受けるべきものとして、表向き「学術的でない」との理由で講演拒否されたことにより、控訴人は学術発表の機会を違法に奪われたばかりでなく、発表すべき内容である自己の見解に対して侮辱を受けたことにより、耐え難い苦痛を受けた。

3) したがって、その精神的苦痛は、損害額として金銭に換算すると、あわせて 100 万円を下ることはない。

6 よって、第 1 審判決を取り消し、控訴人（原告）の請求を認められるよう求める。

以上